



令和7年度危険物安全週間推進標語

「危険物 無事故へ挑む ゴング鳴る」

<もくじ>

【広島市危険物安全協会からのお知らせ】

- ① 令和7年度 後期 危険物取扱者試験 対策講習会 実施について
- ② 令和7年度 後期 危険物取扱者保安講習について
- ③ メールアドレス ならびに URL 変更のお知らせ
- ④ 危険物施設の新規設置・変更・廃止の連絡のお願い
- ⑤ 令和7年度 視察研修の実施について



【広島市消防局からのお知らせ】

- ⑥ 製造所又は一般取扱所において電気機械器具等を使用する場合の運用について
- ⑦ 危険物規制事務に関する執務資料の送付について

【広島市危険物安全協会からのお知らせ】

① 令和7年度 後期 危険物取扱者試験 対策講習会 実施について

当協会では、危険物取扱者試験(乙種第4類)に備えて、「対策講習会」や「直前講習(模擬試験)」を行います。ぜひ、ご受講ください。

【対策講習会(2日間コース)】

この対策講習会は、1日目に危険物関係法令の講習を、2日目に物理学及び化学等の講習を、それぞれ行います。

1 日 時 令和7年10月11日(土)～ 令和7年10月12日(日)
9時30分～16時00分(受付9時00分～)

2 場 所 広島市消防局6階講堂
広島市中区大手町五丁目20番12号
(駐車場がございませんので、公共交通機関をご利用ください。)

3 受 講 料 10,500円
(テキスト代、消費税を含む。当協会会員及び学生)

※ 当日の受付でお支払いください。

※ 非会員の方は、賛助会員【1年間有効】の入会費3,000円が別途必要です。

4 申込方法 当協会会員の方は、事業所を通じてお申込みください。会員以外の方は、電話かFAX、またはEメールでお申込みください。
(FAXまたはEメールの場合は、事業所名・氏名・連絡先電話番号)

を記入してください。)

※ 申込書は当協会ホームページよりダウンロードできます。

[申込書各種ダウンロード | 広島市危険物安全協会](#)

【対策講習会（1日コース）】

この対策講習会では、午前に危険物関係法令の講習を、午後に物理学及び化学等の講習を、それぞれ行います。（1日コースは2日間コースのダイジェスト版です。日程に余裕のある方は2日間コースの受講をおすすめします。）

1 日 時 令和7年10月25日（土）
9時00分～16時30分（受付8時30分～）

2 場 所 広島市消防局6階講堂
広島市中区大手町五丁目20番12号
（駐車場がございませんので、公共交通機関をご利用ください。）

3 受講料 9,000円
（テキスト代、消費税を含む。当協会会員及び学生）

※ 当日の受付でお支払いください。

※ 非会員の方は、賛助会員【1年間有効】の入会費3,000円が別途必要です。

4 申込方法 当協会会員の方は、事業所を通じてお申込みください。会員以外の方は、電話かFAX、またはEメールでお申込みください。
（FAXまたはEメールの場合は、事業所名・氏名・連絡先電話番号を記入してください。）

※ 申込書は当協会ホームページよりダウンロードできます。

[申込書各種ダウンロード | 広島市危険物安全協会](#)

【直前講習会（模擬試験）】

模擬試験及び試験直前の総まとめ講習を行います。

1 日 時 令和7年11月1日（土）
9時45分～16時00分（受付9時15分～）

2 場 所 広島市消防局6階講堂
広島市中区大手町五丁目20番12号
（駐車場がございませんので、公共交通機関をご利用ください。）

3 受講料 4,000円（消費税を含む。）
当日受付でお支払いください。

4 申込方法 当協会会員の方は、事業所を通じてお申込みください。会員以外の方は、電話かFAX、またはEメールでお申込みください。
（FAXまたはEメールの場合は、事業所名・氏名・連絡先電話番号

を記入してください。)

※ 申込書は当協会ホームページよりダウンロードできます。

[申込書各種ダウンロード | 広島市危険物安全協会](#)

【問合せ先】

広島市危険物安全協会

電話 : 082-546-3498

F A X : 082-546-3497

Eメール : info@h-kiankyo.com

【その他】

詳細は当協会のホームページをご覧ください。

[講習会等案内 | 広島市危険物安全協会](#)

② 令和7年度 後期 危険物取扱者保安講習について

危険物取扱者保安講習とは、消防法第13条の23の規定に基づく危険物の取扱作業に従事する危険物取扱者に対する講習です。

1 受講義務者

危険物取扱者免状の交付を受けており、現に危険物製造所、貯蔵所又は取扱所において危険物の取扱作業に従事している人は、次の期日までに講習を受講しなければなりません。**また、受講しなかった場合は消防法違反となりますので、ご注意ください。**

(1) 危険物の取扱作業に新たに従事する人は、その日から1年以内。

ただし、過去2年以内に免状の交付を受けている場合又は講習を受けている場合は、免状交付日又は講習受講日以後における4月1日から3年以内。

(2) 前回の講習を受けた後、引き続いて危険物の取扱作業に従事している人は、前回講習日以後における4月1日から3年以内。

2 広島市での講習日 (広島県健康福祉センター 広島市南区皆実町1丁目-6-29)

(1) 令和7年12月10日(水)

13時30分～16時30分・・・その他(給油取扱所以外)

(2) 令和7年12月11日(木)

9時30分～12時30分・・・給油取扱所

13時30分～16時30分・・・その他(給油取扱所以外)

(3) 令和7年12月12日(金)

9時30分～12時30分・・・その他(給油取扱所以外)

- ※ 「給油取扱所」 : 給油取扱所の危険物取扱者を対象とした講習
「その他(給油取扱所以外)」 : 給油取扱所及び石油コンビナート等特別防災
区域内の製造所等以外の製造所等の危険物取扱
者を対象とした講習。

なお、受講日時及び講習会場は受講票によって指定し、本人あてに通知されます。

3 受講申請書の配布場所

- ・ 広島市消防局・各消防署
- ・ (一社) 広島県危険物安全協会連合会
- ・ 広島県消防保安課 (県庁北館4階)

4 受講申請書の受付期間

令和7年10月9日(木)～10月22日(水)

5 受講申請書提出先

次のいずれかに提出してください。

- ・ 広島市消防局・各消防署～持参のみ
- ・ (一社) 広島県危険物安全協会連合会～持参又は郵送

※ 受付時間 : 平日の9時から16時30分(12時～13時は除く。)

(土曜日、日曜日は受け付けていません。)

6 問合せ先

- ・ (一社) 広島県危険物安全協会連合会
〒732-0053 広島市東区若草町6番15号 坂部ビル1階
電話 : 082-261-8251
- ・ 広島県消防保安課
〒730-8511 広島市中区基町10番52号
電話 : 082-513-2791

[保安講習案内](#) | [一般社団法人 広島県危険物安全協会連合会](#)

③ メールアドレス ならびに URL 変更のお知らせ

広島県危険物安全協会のホームページはサーバー移転に伴い、以下のメールアドレスならびにURLを変更しました。

メールアドレス info@h-kiankyo.com

URL <https://h-kiankyo.com/>

メールアドレスにつきましては、当面は今まで通りのメールアドレスも運用しますが、お早目の変更をお願い致します。

来月のメールマガジン(令和7年10月15日配信)から新メールアドレスで配信する予定です。

す。

URLにつきましては、ブックマークされている場合は、お手数ですがURLの変更をお願いします。

なお、当面は今までのURLでの立ち上げの10秒後に新しいホームページに自動転送されます。

自動転送されない場合は、上記のアドレスよりアクセスしてください。
よろしくお願いいたします。



④ 危険物施設の新規設置・変更・廃止の連絡のお願い

危険物施設の新規設置・変更・廃止がありましたら、当協会にもご連絡くださいますようお願い致します。

令和7年5月28日発送の今年度会費請求書に記載の施設明細で、当協会にご登録いただいている施設が確認できます。

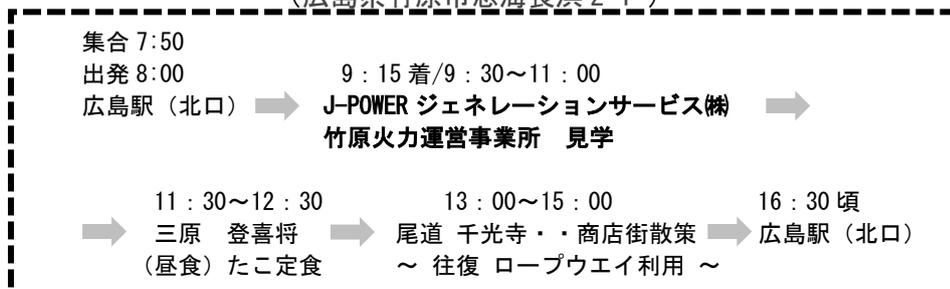
よろしくお願いいたします。

⑤ 令和7年度 視察研修の実施について

去る9月8日(月)に、本年度第2回役員会、調査研究委員会を開催し、視察研修について下記のとおり決定しました。

- 1 日 時 令和7年11月28日(金) 8時00分から18時00分まで
2 場 所 J-POWER ジェネレーションサービス(株) 竹原火力運営事業所

(広島県竹原市忠海長浜2-1-)



- 3 参加費 5,000円(昼食付)
4 募集人員 20名
5 申込方法 会員事業所に送付している案内兼申込用紙を事務局にFAXしてください。
(FAX: 082-546-3497)

- 6 申込期限 令和7年10月31日(金)

★ 自主保安意識の高揚と会員相互の親睦を図ることを目的としています。

会員の方ならどなたでもお申込みいただけます。



【広島市消防局からのお知らせ】

⑥ 製造所又は一般取扱所において電気機械器具等を使用する場合の運用について

電気機械器具等が火花を発生する機械器具等に該当する場合は、危険物の規制に関する政令第24条第13号に規定する「可燃性の液体、可燃性の蒸気若しくは可燃性のガスがもれ、若しくは滞留するおそれのある場所又は可燃性の微粉が著しく浮遊するおそれのある場所」では使用できないこととされています。

今般、総務省消防庁において「危険物施設におけるスマート保安等に係る調査検討会」における検討結果を踏まえ、製造所又は一般取扱所において電気機械器具等を使用する場合の留意事項等についてとりまとめ、通知が発出されました。

通知の詳細は、下記リンクからご参照いただけます。

→ [「製造所又は一般取扱所において電気機械器具等を使用する場合の運用について」](#)

⑦ 危険物規制事務に関する執務資料の送付について

総務省消防庁から、危険物規制事務に関する執務資料について通知が発出されました。通知の詳細は、下記リンクからご参照いただけます。

→ [「危険物規制事務に関する執務資料の送付について」](#)

◇広島市危険物安全協会事務局◇

〒730-0051

広島市中区大手町五丁目 20-12 (広島市消防局 4F)

TEL (082) 546-3498 (直通) ・ FAX (082) 546-3497

メールアドレス info@h-kiankyo.com

URL <https://h-kiankyo.com/>
